

コロナの影響で 売上が減少している皆様へ

事業復活支援金

- ✓ 法人は上限最大250万円を給付
- ✓ 個人事業主は上限最大50万円を給付

* 2022年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者には、地域・業種問わず、固定費負担の支援として、5か月分の売上高減少額を基準に算定した額を一括給付します。

* 上限額は、売上高に応じて三段階。売上高30%~50%の減少の上限額は売上高50%以上減少の上限額の6割となります。

* 対象者 : 新型コロナの影響で、2021年11月~2022年3月のいずれかの月の売上高が50%以上または30%~50%減少した事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）

* 開始時期 : 補正予算成立後、所要の準備を経て申請受付開始予定

* 給付額 : 5ヶ月分（11月~3月）の売上高減少額を基準に算定

* 上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超~5億円	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%~50%	30万円	60万円	90万円	150万円

お問い合わせ先：現在準備中



* 対象者：新型コロナの影響で、
2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、
2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の
売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した
事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）

* 給付額：

➤ 上限額

売上高減少率	個人 事業者	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※ 基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

➤ 算出式：

$$\text{給付額} = (\text{基準期間}^{\ast 1} \text{の売上高}) - (\text{対象月}^{\ast 2} \text{の売上高}) \times 5$$

※1 「2018年11月～2019年3月」「2019年11月～2020年3月」「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間
（対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月（基準月）を含む期間であること）

※2 2021年11月～2022年3月のいずれかの月
（基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月であること）

* 申請方法：登録確認機関^{※1}による事前確認の後、
申請用のWEBページ^{※2}から申請いただけます。

※1 1月24日の週から事務局HPにて連絡先等を公表予定

※2 通常申請の受付開始時（1月31日の週に開始予定）に、事務局HPにて開設予定

➤ 必要書類：確定申告書、通帳（振込先が確認できるページ）、
履歴事項全部証明書（法人）、本人確認書類（個人）、宣誓・同意書
対象月の売上台帳等 ほか

注：申請される方の状況（一時・月次支援金の受給や登録確認機関との
継続支援関係[※]有無、その他特例を用いる場合など）により必要書類
は異なります。詳しくは制度概要資料をご確認ください。

※ 具体的には、特別の法律により設置された機関の会員・組合員や、法律に基づく土業の顧問先、
金融機関の事業性融資先、登録確認機関の反復継続した支援先など。
（詳しくは制度概要資料をご確認ください。）

* 開始時期：1月24日の週

制度詳細（申請要領、給付規程等）を公表予定
事前確認の受付開始予定

1月31日の週

通常申請の受付開始予定

（特例申請については、2月中旬に受付開始の見通し）

事業復活支援金事務局HP：<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

お問い合わせ先

事業復活支援金事務局 相談窓口

【申請者専用】 TEL：0120-789-140（IP電話から*：03-6834-7593 ※通話料がかかります）

【登録確認機関専用】 TEL：0120-886-140（IP電話から*：03-4335-7475 ※通話料がかかります）

いずれの相談窓口も受付時間は8時30分～19時00分（土日、祝日を含む全日対応）